

広島市産業廃棄物処理施設の立地等に関する指針

制定 平成 5年12月 1日
改正 平成10年 6月17日
改正 平成21年 4月 1日
改正 平成23年 3月31日
改正 平成28年 1月26日

(趣旨)

第1 この指針は、広島市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第4条の規定により、産業廃棄物処理施設等の立地等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において使用する用語は、指導要綱において使用する用語の例による。

(立地環境)

第3 事業予定者は、次に掲げる事項に配慮すること。

- 1 設置場所が、次に掲げる区域である場合には、所管する行政機関の指導に従い、それぞれの法律及び条例に定められた措置を講じること。
 - (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に定める国立公園及び国定公園並びに広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号）に定める広島県立自然公園
 - (2) 広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号）に定める県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
 - (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に定める特別保護地区
 - (4) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に定める農用地区域
 - (5) 森林法（昭和26年法律第249号）に定める土地利用の規制に係る区域
 - (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める土地利用の規制に係る区域
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全又は災害の防止を目的とする法令等による土地利用の規制に係る区域
- 2 病院、保育園、幼稚園、学校、老人保健施設又は図書館等に近接する場合は、その施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(その他)

第4 事業予定者は、次に掲げる事項について配慮するよう努めること。ただし、構造又は規模を変更する場合であって市長が必要ないと認めたものについては、この限りでない。

1 排水設備

雨水、産業廃棄物の処理に伴って生じる排水又は事務所からの生活排水等を放流するときは、当該放流するための排水設備が河川、公共下水道等に接続できること。

2 搬入道路

産業廃棄物処理施設等の設置予定地が、公道に接していない場合は、公道から当該設置予定地間を産業廃棄物の運搬車が通行できること。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年1月26日から適用する。